



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	堀田, 尚徳
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12087号
Issue Date	2016-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/61825
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Hisanori_Hotta_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、刑事訴訟法における身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権についての解釈問題を、欧州人権条約の解釈及びアメリカ合衆国の予備審問制度に関する議論を参照しつつ検討するものである。

序章では、被疑者段階での捜査機関側による証拠開示の必要性は大きいにもかかわらず、それを正面から認めた規定は現行刑事訴訟法上存在せず、従来の学説・判例によるこの問題に対する正面からの取組みも少なかったことを述べた。その上で、本論文の問題意識は、弁護人が被疑者を身体拘束から解放する上での有効な弁護活動を行うためには、まず捜査機関側が有する身体拘束の根拠となる資料を被疑者及び弁護人に対して開示する必要がある、というものであることを述べた。

第1章では、日本における身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権の議論状況について述べた。具体的には、第1節で、現行刑事訴訟法の立法過程における議論状況及び立法後の議論状況について概観した。その結果、現行刑事訴訟法の文言に反しない形で、身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権を導き出すことは、必ずしも立法者意思に反しないという知見を得た。次に、第2節で、日本の現行刑事訴訟法上の制度を利用した身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権の議論を検討した。その結果、身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権を実現する制度としては、勾留理由開示制度を活用するのが有効と考えられるという知見を得た。同時に、従来の議論において十分な検討が為されておらず、本論文が検討すべき課題として、次の2つがあることが分かった。第1の検討課題は、身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権の理論的根拠及び内容である。第2の検討課題は、勾留理由開示制度を利用して身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権を実現する場合の具体的な運用である。

第2章では、前記第1の検討課題に対応する形で、欧州人権条約の解釈について検討した。その結果、特に重要なものとして次の3つの知見を得た。第1の知見は、欧州人権条約第6条の公正な裁判の保障内容には、(主体が被疑者に限定されない意味での)証拠開示請求権に関わるものとして、対審手続による裁判を受ける権利及び武器対等の原則が存在することである。第2の知見は、身体拘束の適法性審査について規定する欧州人権条約第5条第4項の場面においても、対審手続を受ける権利(欧州人権裁判所の判決は、対審手続による裁判を受ける権利とは述べていない)及び武器対等の原則が保障されることである。第3の知見は、欧州人権条約第5条第4項に基づく身体拘束の適法性審査の場面における被疑者及び弁護人による身体拘束の根拠となった証拠の

開示請求権の内容が、訴追機関側と被疑者側の双方が、相手方当事者によって提示された主張及び提出された証拠の内容を知ると共に、意見を述べる機会を得るというもので、上記内容は対審手続を受ける権利から導かれることである。

第3章では、前記第2の検討課題に対応する形で、アメリカ合衆国の予備審問制度について検討した。その結果、次の3つの知見を得た。第1の知見は、予備審問の手続が対審構造を採っていることである。第2の知見は、予備審問に証拠開示機能が存在することである。ただし、被疑者側が得られる情報は、一部の州を除いて、検察官側の証人に対して被疑者側が反対尋問をすることにより得られるものに限られる。第3の知見は、公判に付するだけの「相当な理由(probable cause)」が存在しないと治安判事(magistrate)に判断された場合、被疑者が釈放されることである。

第4章では、第3章までで得られた知見に基づき、日本において身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権が認められるか否かについて考察した。第1節では、請求権の理論的根拠及び内容について検討した。本論文の結論は、被疑者及び弁護人は、欧州人権条約第5条第4項の解釈を踏まえた市民的及び政治的権利に関する国際規約(B 規約)(以下、「自由権規約」という。)第9条第4項から導かれる対審手続を受ける権利あるいは武器対等の原則に基づき、身体拘束の適法性を被疑者側が検討するに際して必要不可欠な情報(身体拘束の根拠となった資料)をいつでも入手可能な状態にするよう、検察官側に対して求めることができると共に、当該資料の内容について意見を述べることができる、というものである。第2節では、身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権を、日本の勾留理由開示制度を用いてどのように実現するのかについて検討した。本論文の結論は、被疑者及び弁護人が勾留理由開示請求(刑訴法 82 条)を行った場合に、自由権規約第9条第4項に基づき、検察官に対して、身体拘束の根拠となった資料の開示を求めることができる、というものである。勾留理由開示公判前の具体的な手続は、次のとおりである。まず、被疑者及び弁護人が勾留理由開示請求をする(刑訴法 82 条)。請求を受けた裁判官は、原則として5日以内に、勾留理由開示公判期日を指定し(刑訴規則 82 条1項、同規則 84 条)、これを弁護人等に通知する(刑訴規則 82 条3項)。被疑者及び弁護人は、勾留理由開示公判に向けた準備の為、検察官に対して、身体拘束の根拠となった資料の開示を求める。ここで開示される資料は、あくまで身体拘束の適法性を争うために必要不可欠なものに限られるから、例えば目撃者の供述調書について、目撃者の特定に結び付くような部分については、黒く塗りつぶす等して閲覧できないようにしてよい。被疑者及び弁護人は、開示された証拠を基に、勾留理由開示公判において勾留の適法性を争うことになる。次に、勾留理由開示公判当日の手続は、次のとおりである。裁判官はまず、勾留の理由及び必要性について告知する。告知される勾留の理由及び必要性の基準時は、勾留当時のものでよい。また、告知される勾留の理由及び必要性の程度は、刑訴法 60 条1項柱書の「罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」及び同法 60 条1項各号の事由について、どの証拠からどのような事実を認定して要件該当性を肯定したのかについてまでである。裁判官による勾留の理由及び必要性の告知が終わると、次に、検察官は、勾留理由開示公判の時点においても勾留の理由及び必要性が認められることについて意見陳述をする。この際、捜査活動の進展により得られた新たな証拠を用いて立証を行っても良いが、当該証拠は被疑者及び弁護人に事前に開示

されていなければならない。次に、被疑者及び弁護人は、勾留の理由及び必要性が認められないことについて意見陳述を行う。なお、証人尋問を行ってもよい。裁判官は、両当事者の意見陳述を聴いた上で、勾留理由開示公判の時点において未だに勾留の理由及び必要性が存在するか否かを判断し、存在しないと判断した場合には、職権で勾留を取り消す(刑訴法 87 条)。

第 5 章では、本論文の意義及び本論文を基にした今後の検討課題について述べた。

以上から、本論文は、身体拘束中の被疑者による証拠開示請求権に関する従来の議論における問題点を明らかにした上で、その解決の具体的提案をするものである。